

秘密保持契約書及び誓約書

_____ (以下「甲」という。)とゼネラルパーソンカンパニー株式会社 (以下「乙」という。)は、甲又は乙が保有する情報を相手方に開示する場合の秘密保持に関し、以下のとおり契約 (以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (目的)

本契約は、引越し作業及び引越しの準備のため、甲又は乙がそれぞれ保有する情報を相手方に対し提供又は開示する際の条件を定め、甲又は乙が相手方に開示した情報の秘密保持を図ることを目的とする。

第2条 (秘密情報)

1. 本契約において秘密情報とは、甲又は乙が本契約の有効期間中に相手方に提供又は開示した情報であって、次の各号に定めるものをいう。
 - (1) 口答での開示、書面での通知に限らず、甲乙間で知り得た全ての情報
 - (2) 生存する個人に関するものであって、特定の個人を識別することができる情報 (以下「個人情報」という。)
2. 前項の規定に拘わらず、受領者が次の各号の一に該当することを立証できる情報については、秘密情報には含まれないものとする。
 - (1) 開示のときに、既に公知であった情報又は既に受領者が保有していた情報
 - (2) 開示後、受領者の責によらず、公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - (4) 受領者が、秘密情報によらず独自に開発した情報

第3条 (秘密保持)

1. 受領者は、開示者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他法律上守秘義務を当然に負う者に対し、第1条に定める目的のために開示する場合はこの限りではない。
2. 受領者は、開示者の秘密情報について、自己の役員又は使用人のうち、当該秘密情報を業務遂行上知る必要のある者に限定して開示するものとし、それ以外の役員又は使用人に対して開示又は漏洩してはならない。

3. 受領者は、その業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は第三者と共同して業務の一部又は全部を遂行する場合といえども、事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、開示者の秘密情報を当該第三者に対し開示又は漏洩してはならない。
4. 受領者は、秘密情報に関して裁判所からの命令又はこれに類する官公庁からの開示要求その他法令に基づき秘密情報の開示を要求された場合は、開示者に対して命令等の内容を通知し、秘密情報が秘密として取り扱われるための最善の措置を施した上で必要最小限の範囲内で秘密情報を開示できるものとする。

第4条（受領者の責務）

1. 受領者は、開示者の秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。
2. 受領者は、開示者の秘密情報を知得後に退職した自己の役員又は使用人の本契約条項に違反する行為について、開示者に対して一切の責を負うものとする。

第5条（第三受領者）

受領者は、第3条第3項の規定に基づき、第三者に秘密情報を開示したときは（以下を「第三受領者」という。）、第三受領者に対し、本契約に基づき自己が負うのと同様の責任ないし義務を課すものとし、第三受領者の本契約条項に違反する行為につき、開示者に対して一切の責任を負うものとする。

第6条（管理責任）

受領者は、開示者の秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等（以下「秘密情報資料」という。）につき、秘密が不当に開示され又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

第7条（立入）

開示者は受領者の秘密情報の取扱い状況につき疑義を生じたときは、受領者に事前に通知することにより、受領者の事業所に立ち入った上で、秘密情報の取扱い状況について監査することができるものとし、受領者は正当な理由がない限りかかる監査を拒否することはできない。

第8条（事故報告）

1. 秘密情報について漏洩等が発生もしくは発生の疑いが生じた場合、受領者は開示者に対して直ちに事実関係を報告しなければならない。
2. 甲及び乙は、秘密情報を漏洩した場合には、秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くすものとする。

第9条（複写・複製）

受領者は、原則、複写又は複製してはならない。ただし受領者は、開示者の事前の書面による承諾があったときのみ本契約に定める目的達成のため必要最低限の範囲で複写又は複製することができる。この場合、受領者は他の資料と明確に区別してこれらを慎重に保管しなければならない。

第10条（禁止事項）

1. 受領者は、事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、次の各号に定める行為をしてはならない。
 - (1) 開示者の秘密情報の一部又は全部を、本契約第1条に定める目的以外に使用すること
 - (2) 開示者の秘密情報の一部又は全部を含む秘密情報資料を、第三者に譲渡、貸与又は使用許諾すること

第11条（発明等の帰属）

受領者は、秘密情報に基づき発明、考案、意匠及び著作物等の知的財産の創作を行った場合は、速やかに開示者に通知し、その帰属及び取り扱いについて協議するものとする。

第12条（返還義務）

受領者は、本契約終了後、開示者から要請があったときは、開示された秘密情報の一部又は全部を含む秘密情報資料（複製物を含む）を、開示者の指示に従い返還又は廃棄するものとし、廃棄したときはその証明書を開示者に交付するものとする。

第13条（損害賠償）

甲又は乙が本契約条項に違反し、相手方が損害を被ったときは、当該違反により直接かつ現実に生じた通常損害に限り賠償する責を負うものとする。

第14条（有効期間）

本契約の有効期間は作業日から向こう 5 年間とする。但し、第 3 条乃至第 6 条の規定は本契約終了後 3 年間（但し、秘密情報が個人情報である場合は永続的とする）、第 10 条、第 11 条、第 13 条、本条但書、第 17 条の規定は対象事項が存在する限り、なお有効に存続するものとする。

第 15 条（確認事項）

1. 本契約のもとでの秘密情報の開示は、受領者に対する開示者の特許、実用新案、ノウハウその他の無体財産権の譲渡又は実施権の許諾を伴うものではない。
2. 本契約のもとでの秘密情報の開示及び受領は、甲乙何れに対しても、開示目的の中で言及されている取引その他一切の取引を行なう義務を伴うものではなく、又、同様又は類似の取引を、本契約に定める秘密保持義務を遵守した上で、自ら又は第三者との間で検討及び実行することを妨げるものではない。

第 16 条（反社会的勢力の排除及び表面保証）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、次の各号のいずれかにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 自ら又は自らの役員もしくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること。
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲及び乙は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証する。

- (1) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為。
- (2) 相手方の名誉や信用等を毀損する行為。
- (3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為。
- (4) その他これらに準ずる行為。

第17条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関連して生じた紛争については、その訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第18条（規定外事項）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、本契約締結の趣旨に則り、各当事者が誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が各自記名捺印のうえ各々1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

お名前

乙 住所

会社名

住所

